

官施第6568号

17. 8. 26

改正 防施第7603号

18. 7. 31

改正 防施第8488号

19. 8. 31

陸上幕僚長
防衛施設庁長官 殿

防衛政策局長

習志野演習場における旧軍毒ガス弾等の環境調査について(通知)

標記について、「自衛隊施設における旧軍毒ガス弾等の環境調査について」
(防官施第6567号。17. 8. 26) 第3に基づき、実施要領を定めた
ので通知する。

添付書類：別紙

習志野演習場における旧軍毒ガス弾等の環境調査実施要領

(環境調査の実施等)

- 1 物理探査、掘削調査等（以下「環境調査」という。）については、陸上幕僚長が実施するものとし、装備施設本部長は、技術的知見を要する事項に対する対応等に関し、地方協力局長は、地元からの問い合わせへの対応等に関し、必要に応じ協力するものとする。

(環境調査の部外委託の依頼)

- 2 陸上幕僚長は、環境調査の部外委託に技術的知見を要すると認めるときは、調査内容、予算額等を明らかにし、装備施設本部長に環境調査の部外委託を依頼することができる。

(環境調査の部外委託)

- 3 装備施設本部長は、前記2により依頼された環境調査の部外委託に係る調査内容、予算額等を北関東防衛局長に通知し、環境調査を部外委託させるものとする。

(契約締結の報告)

- 4 北関東防衛局長は、前記3により部外委託する環境調査の契約締結後、契約書の写しを陸上幕僚長に送付し、契約締結の報告を行うものとする。

(事故報告等)

- 5 北関東防衛局長は、前記3により部外委託した環境調査の実施中において、調査の実施に支障を来たすおそれのある事故が発生した場合には、直ちに、装備施設本部長に報告するものとする。装備施設本部長は、当該事故について報告を受けた場合は、直ちに経理装備局長及び陸上幕僚長に通知し、その処理について協議するものとする。

(調査完了の報告)

- 6 北関東防衛局長は、環境調査が完了した場合には、調査報告書（成果品）を装備施設本部長を経由して陸上幕僚長に送付し、調査完了の報告を行う。

(委任規定)

- 7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、経理装備局長が陸上幕僚長、装備施設本部長と協議し定めるものとする。